

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	1
公 告	
○高知県立足摺海洋館の指定管理者の募集 (地域観光課)	1

告 示

高知県告示第844号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町	栄 誠 喜
〃	福 島 謙 二
〃	松 下 澄 男

(2) 加入区の名称

竜ヶ迫加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年10月29日から同年11月12日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合竜ヶ迫支所

公 告

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成30年高知県条例第59号）第1条の規定による改正

後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例（昭和49年高知県条例第46号）第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成30年10月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定管理者が業務を行う施設の概要

(1) 施設の名称

高知県立足摺海洋館（以下「海洋館」という。）

(2) 施設の所在地

土佐清水市三崎字今芝4032

(3) 施設の概要

募集要項に記載のとおり

2 指定管理者が行う業務

(1) 海洋館の利用の許可等、許可の取消し等その他の施設の利用の許可に関する業務

(2) 海洋館の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 海洋館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 海洋館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

3 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、海洋館の利用において、県民の平等利用を確保し、海洋館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、海洋館の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。

なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(1) 県内事業者のみによるもの

(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置く者に限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 2の業務に係る管理代行料提案書

エ 定款、規約その他これらに類する書類

オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

ク 法人にあっては、直近の法人県民税、法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ アからクまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、平成30年10月29日（月）から同年12月27日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成30年12月27日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を平成30年11月19日（月）から同年12月12日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に7の提出場所に提出すること。

(4) 現地説明会を平成30年11月16日（金）午後1時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(5) (1)の申請書等の提出のあつたものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県観光振興部地域観光課 <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020601/> から入手することができる。

(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と海洋館の指定管理業務に関し包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年度協定

を締結する。

- 7 申請書等の提出場所、公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県観光振興部地域観光課
電話番号088-823-9706 ファクシミリ番号088-823-9256
電子メールアドレスshinkaiyoukan@ken.pref.kochi.lg.jp